明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準（**総務**四〇一）　一

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第四十四条第二項第五号、第四十五条第一項第四号及び第五号、第四十六条第三項第二号並びに第四十七条第一項第三号の規定に基づき、総務大臣が定める事項を定める件（**同**四〇二）　六

○電子計算機による事務処理を行う市町村に係る法人等の市町村民税の申告書等の様式を定める件を廃止する件（**同**四〇三）　七

○光学文字読取装置による事務処理を行う市町村に係る個人の道府県民税及び市町村民税の納入申告書の様式を定める件の全部を改正する件（**同**四〇四）　七

○郵便貯金銀行及び郵便保険会社が特別徴収義務者である場合における振替窓口端末機による事務処理に係る道府県民税利子割の納入申告書等の様式を定める件の全部を改正する件（**同**四〇五）　七

〔公告〕

諸事項

官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　九

裁判所
破産、免責、再生関係　二

特殊法人等
独立行政法人国立科学博物館第十四期事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三

会社その他

会社決算公告　六